



産業廃棄物排出事業者・処理業者の優良認定・評価 制度の現状及び制度設計の進め方について

1. 背景・目的
2. 現在の優良認定制度（①国、②北九州市、③国と市の認定制度の比較）
3. 市内事業者における優良認定の取得状況
4. 北九州市における、新たな優良認定・評価制度の制度設計に向けた検討の進め方について
5. 現在の優良認定制度の課題と懇話会での検討内容

平成30年8月24日

北九州市環境局産業廃棄物対策課

1. 背景・目的



「環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方について（答申）」（平成30年2月）を受けて実施する。

【制度見直し等の主な方向性】

■ 排出業者

➤ 優良な排出事業者の評価・認定制度

■ 産業廃棄物処理業者

➤ 優良な産業廃棄物処理業者の評価・公表制度や指針・ガイドラインの作成



- ・ 廃棄物の適正処理にとどまらず、3R・低炭素化・地域貢献等の観点も含めた評価手法の検討
- ・ 市独自の視点で優良な排出事業者、処理業者の指針・公表制度の検討
- ・ 認定の取得インセンティブを明確にして、認定取得を促す具体的な内容の検討

環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方について（答申） 【概要】

背景と経緯

資源効率、循環経済が提唱される中、今後の廃棄物政策は、単なる処理ではなく、気候変動、資源確保等、その他課題を包括して進める必要があり、本市の産業廃棄物処理の新しいビジョンとそのための方策を示す。

産業廃棄物を巡る本市の現状

- ・ 本市内からの産業廃棄物排出量は約400万tであり、その再生利用率は46%（全国平均で53%）、最終処分率は6%（全国平均で3%）。不適正処理は年々減少傾向。
- ・ 域外搬入分を含む市内での産業処理量は500万t（自社処理と処理業者がおおよそ半分ずつ）、そのうち処理業者による域外物の処理が全体のおおよそ4分の1を占める。
- ・ 本市の産業廃棄物処理の許可件数は、収集運搬業者が326者、中間処理業者が166者、最終処分業者が5者であり、処理量ベースで計算すると、約690億円の世界規模。
- ・ 本市では不法投棄監視の他、紛争予防要綱、広域移動要綱や各種報告制度によって、適正処理を確保。また、優良認定要綱によって優良な排出事業者や処理業者を育成。
- ・ 本市では環境未来税を設け、最終処分に対して課税しているが、3R推進上の効果は不明。
- ・ 国において廃棄物処理法・バーゼル法の改正、循環基本計画の改定等が進行。

本市の強み（○）と今後の課題（▲）

- (1) 経験・技術・インフラの観点
- おもづくりや公害克服の経験、高度な処理技術、インフラとしての最終処分場、港湾をはじめとする物流拠点の存在
 - ▲産業廃棄物処理業は、中小企業が多く、3Rや生産性、労働安全衛生、人材育成等、全体としての底上げが不十分
 - ▲高い最終処分率・処分場を可能な限り有効利用する必要性
- (2) 地域や産業との共生の観点
- 製造業を始めとする多様な産業の集積、市民の環境への理解
 - ▲産業廃棄物排出量の中長期的な低減
 - ▲産業廃棄物処理業界における人材確保、火災や労働災害の低減、イメージ改善
- (3) 国際協力の観点
- 環境国際協力のノウハウ、アジアとのネットワーク
 - ▲国際的な循環資源の争奪や競争ビジネスの競争激化
- (4) 政策の観点
- エコタウン事業や優良認定、助成制度を通じた業者育成、不適正処理防止のための各種要綱
 - ▲産業廃棄物処理全体の底上げや排出事業者対策の強化
 - ▲優良認定推進・電子マニフェスト導入・再生品の積極活用などの公共のより積極的な取組み
 - ▲一層の低炭素化や自然共生、災害対応等の推進

産業廃棄物処理の方向性

- (1) 処理業から総合的な資源・環境産業へ
- 動植物の受け皿としての廃棄物処理業から、再生資源等を生み出す「資源産業」、及びトータルでの環境負荷低減や付加価値を生み出す「トータル環境ソリューション産業」へ。
- (2) いわゆる「迷惑施設」から地域と共生する産業へ
- 労働安全衛生の向上、地元人材の雇用、人材育成、イメージ改善、災害・エネルギー拠点化を図るとともに、地域の製造業や農林水産業と連携して地域の資源、資金、自然、人材の循環を図る。
- (3) 我が国及び世界の資源循環拠点へ
- 北九州産業ブランドを確立し、地域や国内の産業を集積して高度処理を行うとともに、海外の廃棄物の受け入れや海外展開等を図る。
- (4) 政策統合による環境首都・SDGsの実現へ
- 国・道県自治体との連携、製造部門との連携、他の政策分野（経済・防災・労働等）との連携を図り、産業処理の分野からSDGsや環境首都の実現をリード。

制度見直し等の主な方向性

排出事業者	産業廃棄物処理業者	全体の高度化に向けた取組み
➤ 産業廃棄物計画制度の拡充 ➤ 原単位の改善を促す措置 ➤ 優良な排出事業者の評価・認定制度 ➤ 適正な処理委託の推進 ➤ 様々な経済的措置	➤ 透明性・トレーサビリティの向上 ➤ 優良な産業廃棄物処理業者の評価・公表制度や指針・ガイドラインの作成 ➤ 専門性向上・人材育成 ➤ 地域での役割発信を通じたイメージアップ	➤ 再生利用指定制度やグリーン調達による再生利用推進 ➤ 最終処分場の有効活用 ➤ 国際資源循環などの推進 ➤ ICT・AI・ビッグデータなどの新技術の導入促進 ➤ 行政手続の電子化・合理化 ➤ 排出事業者・処理業者・行政等によるマッチング強化や情報共有

2. 現在の優良認定制度

①国



産業廃棄物を排出する事業者の方へ

優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、違法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。

優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

環境省
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

環境省動画チャンネル
Ministry of the Environment

インターネットで
関連動画を公開中！

優良認定業者の特長は？

都道府県・政令市から「優良認定業者」として認定された産廃処理業者は、通常の許可基準よりも厳しい以下の基準をクリアしています。

- 1 実績と遵法性**
5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。
- 2 事業の透明性**
会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。
- 3 環境配慮の取組**
ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。
- 4 電子マニフェスト**
事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。
- 5 財務体質の健全性**
通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

※ 詳しい基準の内容は、環境省産業廃棄物課の解説を、インターネットからダウンロードしてください。

<http://www.sanpainet.or.jp>

2. 現在の優良認定制度

①国



なぜ優良認定業者へ処理委託しなければならないの？

あなたにもひょっとして・・・。

- ▶ 事業者には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は、産業処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。
 - ▶ したがって、処理委託後も最終処分が終了するまで、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去命令を受ける可能性があります。そうなれば、多額の撤去費用を負担することになったり、社会的信用の失墜につながりかねません。
- 現に、産業廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した事業者の方もいらっしゃいます。このようなことは、事業者にとって、決して他人事では済まないのです。

産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

- ▶ したがって、委託先の産業処理業者を処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産業処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要があります。
- ▶ 優良認定業者は、違法性や事業の透明性が高く、信頼できる産業処理業者であるといえます。
- ▶ また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮されます。

産業廃棄物の処理委託の状況をアピール

- ▶ 産業廃棄物の処理を産業処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイントになります。
- ▶ 平成22年の産業廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。計画・報告書は公表されることから、優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。



優良認定業者の情報をどうやって入手するの？

優良認定業者の情報は、産廃情報ネットで入手できます（下記問合せ先参照）。許可自治体、産業廃棄物種類などを条件に優良認定業者を検索することもできます。



また、産廃情報ネットを利用すると、処理委託先の産業処理業者の許可内容や、産業廃棄物処理状況などの情報を、自動メールサービスで簡単に入手できます。さらに、求める条件に合致した産業処理業者の情報も、自動メールサービスで簡単に入手できます。



問合せ先

マニュアルや優良認定業者について	産廃情報ネット (http://www.sanpainet.or.jp/)
優良産業処理業者認定制度およびその審査について	都道府県・政令市の産業廃棄物部局
優良認定業者の検索および産廃情報ネットについて	(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL03-3526-0155) 優良化事業推進チーム

2. 現在の優良認定制度

②北九州市



産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度について

市内の産業廃棄物処理業の健全化は達成しつつあり、今後は、排出事業者による排出抑制、減量化や、特に優れた処理業者と連動したリサイクル・適正処理など、最上流から最下流まで取組みの高度化を一層促進することが重要となる

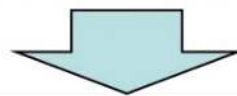


従来の中間処理業者を対象とした表彰制度を強化し、
『産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度』を創設

産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル・適正処理について特に顕著な取組みを行い、優れた実績を上げている排出事業者と処理業者の双方を認定



各種の支援により取組みを推奨（表彰、名称独占、取組のPR・後押し等）



産業廃棄物の排出から最終処分まで一貫した高度化を図り、地域社会への貢献及び市民の信頼確保に資することを目指す

2. 現在の優良認定制度

②北九州市



認定対象

排出事業者

市内に事業所を有するもの

処理業者

1. 産業廃棄物処理業者であって、かつ、市内に事業所を有する者
2. 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得してから5年以上経過している者

※認定業者としての期間：5年間（5年毎に更新必要）

認定の更新

更新に当たっては過去5年間で更なる取組み向上が認められることが必要

※既存業者の取扱い

既に北九州市産業廃棄物処理業優良業者として表彰を受けた事業者については、その有効期間中は認定事業者とみなされる。

2. 現在の優良認定制度

②北九州市



排出事業者・処理業者の認定基準

取組実績評価

排出事業者	処理業者
法令遵守（改善命令、措置命令、警告）	
処理基準の遵守（自社処理を行う場合）	処理実績、処理基準の遵守
産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用又は適正処理に対する取組	産業廃棄物の減量化、再生利用又は適正処理に対する取組
取組に対する実績	

施設環境評価

排出事業者	処理業者
保管基準の遵守	施設基準の遵守
場内環境	

その他、優良業者への優先委託委託状況の確認、電子マニフェストの導入、従業員研修、環境配慮活動、地域への情報公開、その他の取組みについても総合的に勘案する

2. 現在の優良認定制度

②北九州市



認定業者に対するインセンティブ

- 表彰（認定証の交付）
- 認定業者の称号付与（許可証等への記載）
- 取組みのPRの機会付与
- 市ホームページでの周知
- 処理業者については、業者検索システムにおける認定業者の表示
- 市の各種支援制度に関する配慮（現在検討中であり、まとめ次第公表予定）

認定証の例

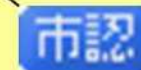


業者検索システム

北九州市 産業廃棄物許可業者検索システム

検索条件: 市区町村: 北九州市 業種: 産業廃棄物処理業 検索

許可番号	事業者名	住所	電話番号	詳細
042042	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉一丁目1番1号	093-771-0000	詳細
021715	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉二丁目1番1号	093-602-0070	詳細
021815	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉三丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021816	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉四丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021817	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉五丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021818	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉六丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021819	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉七丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021820	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉八丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021821	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉九丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021822	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021823	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十一丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021824	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十二丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021825	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十三丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021826	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十四丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021827	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十五丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021828	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十六丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021829	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十七丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021830	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十八丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021831	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉十九丁目1番1号	093-562-0001	詳細
021832	株式会社 北九州	北九州市小倉北区小倉二十丁目1番1号	093-562-0001	詳細



2. 現在の優良認定制度

③国と市の認定制度の比較



比較項目		国	北九州市
認定対象	排出事業者		○
	収集運搬事業者	○	
	処理事業者	○	○
認定基準	遵法性	○	○
	事業の透明性	○	○
	環境配慮の取組	○	○
	電子マニフェスト	○	○
	財務体質の健全性	○	○
	処理基準・実績の遵守	○	○
	廃棄物排出抑制、減量化、再生利用又は適正処理に関する取組み・実績		○
	保管・施設基準の遵守		○
	施設場内環境		○
	優良業者への委託		○
	委託状況の確認		○
	従業員研修		○
	地域への情報公開		○
認定期間 (更新間隔)		7 年	5 年
認定取得による インセンティブ	許可証への記載	○	○
	認定証の交付		○
	産廃処理業の許可有効期間の延長	○	
	申請時の添付書類一部省略(自治体による)	○	
	財政投融資における優遇	○	
	環境配慮契約法に基づき国等が行う産業廃棄物の処理に係る契約での有利な取扱い	○	
	取組みの事例紹介の機会付与		○
	取組み事例のホームページでの周知		○
	業者検索システムにおける認定業者の表示	○	○
	市の各種支援制度に関する配慮		○

3. 市内事業者における優良認定の取得状況



①国（30社）

企業名	許可業種			
	産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理 産業廃棄物 処分業
株式会社クリーンセンター			○	○
株式会社ダイセキ			○	○
イコールゼロ株式会社	○	○		
アサヒブリック株式会社	○	○	○	○
喜楽鋳業株式会社	○		○	○
株式会社ダイカン	○	○		
木材開発株式会社			○	
株式会社イマナガ	○		○	○
株式会社野原商会	○	○	○	○
ホクザイ運輸株式会社	○		○	
株式会社志道工務店		○		
株式会社産興エコサービス	○		○	
株式会社NRS			○	
株式会社イボキン	○			
環境開発株式会社	○	○		
尼崎ドラム罐工業株式会社	○	○		
ヤクシン開発株式会社	○		○	
九州メタル産業株式会社			○	
有限会社ケイ・サポート	○	○		
株式会社富士石油運輸	○	○		
株式会社国見開発工業		○		
大栄環境株式会社	○	○		
アマタ株式会社			○	
アースサポート株式会社		○		
株式会社星野産商	○	○		
三原物流株式会社	○			
株式会社ジェイ・リライツ			○	
静和ケミカルサービス株式会社	○	○		
光和精鋳株式会社			○	
有限会社岩藤清掃			○	
合計（30事業者）	18	14	16	6

②北九州市（処理業者：24社、排出事業者：5社）

【処理業者】

当初認定年度	業者名	行政区
平成10年度	株式会社 イマナガ	門司区
平成10年度	株式会社 ダイセキ	若松区
平成10年度	三菱マテリアル 株式会社	八幡西区
平成10年度	岩野礦油 株式会社	八幡西区
平成11年度	株式会社 クリーンセンター	門司区
平成11年度	小野田化学工業 株式会社	門司区
平成12年度	株式会社 新菱	八幡西区
平成14年度	喜楽鋳業 株式会社	若松区
平成15年度	小出油業 有限会社	若松区
平成15年度	ホクザイ運輸 株式会社	小倉北区
平成15年度	光進工業 株式会社	小倉北区
平成16年度	九州メタル産業 株式会社	小倉北区
平成19年度	株式会社 ジェイ・リライツ	若松区
平成19年度	西日本家電リサイクル 株式会社	若松区
平成20年度	アサヒブリック 株式会社	門司区
平成20年度	株式会社 リサイクルテック	若松区
平成23年度	株式会社 小玉商店	若松区
平成23年度	株式会社 西原商事	八幡西区
平成24年度	九州製紙 株式会社	八幡東区
平成25年度	株式会社 ユーコーリプロ	若松区
平成26年度	光和精鋳 株式会社	戸畑区
平成27年度	日本資源流通 株式会社	小倉北区
平成28年度	三共建設 株式会社	八幡西区
平成29年度	株式会社 産興エコサービス	門司区

計24社

【排出事業者】

当初認定年度	業者名	行政区
平成26年度	大和製罐 株式会社 新戸畑工場	戸畑区
平成26年度	TOTOサニテクノ 株式会社 小倉工場	若松区
平成27年度	古河電工産業電線 株式会社 九州工場	門司区
平成28年度	株式会社 ブリヂストン 北九州工場	若松区
平成29年度	シャボン玉石けん 株式会社	若松区

計5社

（平成30年3月31日現在）

4. 北九州市における、新たな優良認定・評価制度の 制度設計に向けた検討の進め方について



① ニーズ調査（アンケート調査）

- ・ 事業者概要
- ・ 従業員の雇用状況、人材確保、人材育成
- ・ **優良認定制度について**
(取得有無とその理由、情報公開、優良認定についての
意見、要望)

② 既存資料の収集と整理

- ・ 排出事業者、処理業者の資源化の原単位に関すること
- ・ 排出事業者における適正な処理委託費に関すること
- ・ 排出業者における情報公開、トレーサビリティ管理などの望ましい取り組みや配慮事項

③ 制度設計に向けた検討 (関係者ヒアリング)

- ・ 排出事業者、処理業者、国及び有識者を対象にヒアリング
- ・ 新たな優良認定・評価制度の制度設計に当たっては、適正処理・3R・低炭素化・地域貢献等の観点で検討

④ 懇話会での検討

- ・ 人材確保、育成
- ・ **新たな優良認定・評価制度の制度設計の検討**
- ・ 「産業廃棄物処理高度化促進事業」に係る事業内容の審議や事業評価



産業廃棄物排出事業者・処理業者のそれぞれに対する、
評価・公表などの詳細な制度設計と新たな制度に向けた検討

5. 現在の優良認定制度の課題と懇話会での検討内容



課 題

- 認定を取得するための認定基準が明確でない
- 認定取得によるインセンティブが小さい
- 排出事業者における優良認定制度の認知度が低い

検討内容（例）

- 認定基準の見直し（SDGsの観点を盛り込むなど本市における優良制度のあり方）
- 排出事業者、処理業者の認定取得を喚起するインセンティブの設定
- 排出事業者への優良認定制度の認知度向上に向けた方策
- 認定の取得に向けた講習会やセミナーなどの取り組み
- 新たな認定制度導入時における新旧制度の引継